令和5年度第1回文化財調查会 議事録概要

- 1 日時 令和5年7月10日(月)9:30
- 2 場所 市役所本庁舎 12 階 1204 会議室
- 3 出席者

(文化財調査会委員) 衣斐 弘行 小澤 毅 筧 真理子 小谷 成子

菅原 洋一 瀧川 和也 塚本 明 諸戸 靖 山口 泰弘

釆睪 真澄 河原 徳子 鈴木 えりも 渡邉 潤子

岸田 早苗

(事務局) 文化スポーツ部長 澤 卓男

文化財課長 大窪 隆仁

文化財課文化財GL 中尾 文

文化財G 土屋 潤一郎 岡田 健佑

森 大祐 代田 美里

発掘調査G 常山 隆宏 田部 剛士

博物館長 宮﨑 光義

- 4 欠席委員 鳥丸 猛
- 5 議事
- (1) 令和5年度の事業計画について
 - ①文化財関係

主な事業計画 【別紙1】 金生水沼沢植物群落保護増殖事業 【別紙2】 ②発掘調査関係 【別紙3】

- (2) 富士山1号墳の今後の調査方針について 【別紙4】
- (3) 寺尾家関係歴史資料の点数変更について 【別紙5】
- (4) 報告について

①勝速日神社祭礼用山車について 【別紙6】②深田神社棟札調査について 【別紙7】③樹木について 【別紙8】

- (5) 指定について
- 6 その他
- 7 傍聴人 0名

7 内容

課 長:鈴鹿市文化財保護条例施行規則第九条の6第2項の規定により、委員 の半数以上の出席があることから会議が成立することを確認し、令和 5年度第一回文化財調査会を始める。

部 長:(挨拶)委員の皆様には前回の委嘱に引き続き今年度から二か年に渡り本市の文化財調査会委員をお引き受けいただくこと,重ねて御礼を申し上げる。限られた時間ではあるが,ご審議いただくことをお願い申し上げ挨拶とする。

事務局: 先般 7 月 1 日付でお願いした鈴鹿市文化財調査会委員の委嘱について, 委嘱期間は令和 7 年 6 月 30 日までとなる。

本調査会の代表となる会長職について,鈴鹿市文化財保護条例施行規則第九条の5第1項により,皆様の互選により決定する。

また、同規則第九条の5第2項により会長から職務代理者を指名する。

課 長:会長の互選について,委員の皆様意見はあるか。(意見なし)

引き続き衣斐会長にお引き受けいただけるよう提案する。

衣斐委員いかがか。(衣斐氏うなずく)

ほかの委員の皆様、ご承認いただけるか。

(委員の全員承認)

それでは、衣斐委員に会長をお引き受けいただく。

次に衣斐会長に職務代理者を指名していただく。

会 長:諸戸委員にお願いしたいが、よろしいか。

諸戸委員:お受けする。

(会長:衣斐弘行,職務代理者:諸戸靖に決定)

(会長挨拶)

(部長退出)

(資料の確認)

(鈴鹿市文化財保護条例施行規則第九条の6第3項により会長が議長を担う)

議長:それでは事項書に沿って、議事を進める。

事務局:鈴鹿市情報公開条例第37条の規定により、会は公開が原則。同条例第37条第1項第1号には、非公開情報が含まれる会議開催のあり方第2号には会議を公開することにより当該会議の構成、または、円滑な開催に支障が生ずると認められる場合非公開にすることができるとある。

今回,事項5の(4)③樹木についての要望書に関する箇所及び事項5の(5)指定については,事項内容からこちらに該当すると考えられるので,会議の一部を非公開とすることで協議いただきたい。また,

傍聴人は0人

- 議長: それでは、本会議は公開とし、事項5の(4)③樹木についての要望書 に関する箇所について及び事項5の(5)指定について非公開とする。 なお、議事録は要約し、議事録として公開する。

主な事業計画【資料1】 金生水沼沢植物群落保護増殖事業【資料2】

事務局:大黒屋光太夫記念館企画展について,令和5年3月18日から7月19日まで、光太夫の里帰りをテーマとして展示を行っている。

その後入れ替えを行い7月22日から11月中旬まで「知っておどろき大黒屋光太夫」をテーマとした展示を行う。

さらに 11 月中旬から 12 月下旬の予定で特別展を開催し、1月には 冬の企画展を開催する予定となっている。

佐佐木信綱記念館においても、同時期に特別展の開催を予定している。

次に、金生水沼沢植物群落観察会について、5回/年の観察会を予定 しており、すでに6月と7月上旬の2回観察会を実施。

今後は7月下旬に3回目を,9月に4回目,11月に5回目の観察会を予定。

次に,伊勢型紙資料館については,新蔵において,気象をテーマとした企画展を6月から開催している。

9月と12月においても企画展を実施する予定。

8月25日から27日の期間,伊勢型紙技術保存会主催の新作展の開催を予定しており,会員が制作した,復刻作品の展示を行うほか,4年ぶりに小学生を対象とした伊勢型紙体験会を開催する。

次に1月中旬において,文化財防火デーの運動の一つとして防火査察の実施を行い,文化財の所有者,管理者,その他の関係者に対し,消防署職員とともに立ち会い検査や消防訓練の実施を予定している。

次に、金生水沼沢植物群落保護増殖事業について説明する。【資料2】 第1回の観察会は6月3日に開催した。

ノハナショウブが見ごろの時期を迎えており,参加者の方々に観察 を喜んでいただくことができた。

第2回は7月1日に開催され、ノカンゾウやトウカイコモウセンゴケの鑑賞をした。

毎年参加いただく常連もいるが、新聞の情報を見て、市外から新規の

参加も見られた。

今後も新規の参加が増えるよう、情報発信に努めていくとともに、多くの方に金生水沼沢に関心を持ってもらえるよう、金生水沼沢植物群落保護・増殖事業に取り組んでいく。

(質疑等なし)

< (1) 令和5年度の事業計画について ②発掘調査関係【別紙3】>

事務局:発掘調査グループの令和5年6月23日現在の事業内容についてご報告する。

1 発掘調査

遺跡内で開発行為に先立ち実施する緊急発掘調査について,現在2件が稼働中。

(1) 緊急調査

国,県から補助金を得て実施する調査として,木田町に所在する磐城山遺跡第 17 次調査と神戸八丁目の萱町遺跡第 5 次調査を実施している。磐城山遺跡は農地改良に先立つ発掘調査で年度内いっぱい継続する予定。

萱町遺跡は、個人住宅に係る調査で、7月中には終了予定。

民間受託事業と公共に際して実施する調査については, 現時点での計画はない。

民間開発に伴う調査については、随時対応する予定。

(2) 学術調査

保存を目的とする学術調査につきましては、2件を予定。

1件目は国分町に所在する富士山1号墳の調査。

昨年度「造出」と言われる祭祀の場を全面的に調査し、埴輪列に 囲まれた中央から朝鮮半島の百済、もしくは馬韓の影響を強く受け た、陶質土器のツボ1個体が出土し、注目された。

今年度は、規模確定を目指し、夏頃から、3本のトレンチの調査を予定。本日はこの後の調査方針についてご指導願いたいと思っている。

2件目は,伊勢国府跡の調査。

平成4年から調査を開始し、調査次数は今回で43次を数える。

令和2年度からは、政庁の北側に広がる区画の内部構造を把握するため、継続して調査している。

今年度は富士山1号墳の調査を終えた年末頃から調査を実施し,

2月には本調査会の委員をはじめとした学識経験者の先生方から指導をいただく予定。

(3) 範囲確認調査

開発工事に伴い,遺構・遺物の有無を確認する範囲確認調査は17件,工事の立会調査は,10件を実施済み。

例年以上のペースで範囲確認調査を実施している状況。 このうち1件, 萱町遺跡が本調査の対象となっている。

2 遺物整理

過去の調査で出土した遺物の整理作業について報告する。

(1) 遺物整理

遺物整理としては、今年度、実施する発掘調査の出土品の整理に加え、平成30年度に、稲生町の大下遺跡にて出土した土器の実測図作成委託225点と2点の土壌分析を行っている。

土壌分析は、大下遺跡の目玉である、大溝と木樋の性格を追求するために行なう。

大溝の最下層と木樋内部の土から,残されている花粉や微生物を 抽出し,当時の周辺環境や遺跡の形成過程などを追究しようと考え ている。

木樋の性格に迫ることができるのではないかと期待している。

(2) 報告書発掘調査の報告書

今年度は『須賀遺跡第 10 次』と『十宮古里遺跡第 7 次』の発掘調査報告書を刊行する予定。

このほか,今年度実施の伊勢国府跡調査は,『伊勢国府跡 26』で, 昨年度実施の小規模調査の成果については,例年通り,『鈴鹿市博物 館年報』第25号にて報告する予定。

3 活用事業

昨年度の新たに取り組んだ稲生地区での活用事業の続きとして、教育普及用に下敷き状のパンフレットを作成予定。

同じく昨年度は作成した埋蔵文化財アーカイブページと QR コードで 紐づけしてあり、教育現場のタブレット等から閲覧できるようにして いる。

地元の稲生小学校等に配布し、地域学習に活用してもらうよう調整中。

もう一つ,国史跡である伊勢国府の政庁前に設置されている解説板が著しく劣化しているため,伊勢国府跡調査指導委員の先生方の監修のもとで改修する。

こちらの解説板にも埋蔵文化財アーカイブページとリンクする QR コードを添付する予定。

それにあわせ、現在、稲生地区が中心となっている埋蔵文化財のアーカイブに加佐登地区の情報を追加して、順次、掲載情報を増やしていく予定。

4 公開普及

公開普及活動として、ツイッターやフェイスブック等の SNS を用いた「発掘調査ニュース」や「埋蔵文化財アーカイブ」の更新を随時行っている。

また,考古博物館の特別展示室において,速報展「発掘された鈴鹿」 を実施。

令和5年3月18日~6月18日にかけては,「発掘された鈴鹿2022」 を実施し、1990名の来場があった。

来年の令和6年3月16日から「発掘された鈴鹿2023」を開催予定。 なお、「2022」の関連事業であった、スライド説明会は5月21日と6 月18日に実施し、延べ43名の参加があった。

また, 例年実施しているが, 生の発掘現場を味わっていただくため, 富士山1号墳の現地公開を11月頃に, 伊勢国府跡の公開を2月頃に行 う予定。

いずれの調査も結果を踏まえての開催を予定なので、調査の内容によっては実施を見合わせることもある。

最後に、昨年度まで 1 年間かけて保存修理してきた三重県指定名勝「七島池」について、伊奈冨神社から保存修理事業の最終報告書が刊行され、委員への配布依頼もあった。(報告書配布)

本書の後半には、三重県の指定名勝である『伊奈冨神社庭園』の保存 活用計画も収録されている。

三重県教育委員会が認定する個別計画の第1号となったことをご報告する。

(質疑応答)

委員:緊急調査とは、周知の遺跡ではないところから新たに遺物等が見つかり、緊急対応するようであれば、緊急調査という名称では構わないが、今回は全て周知の遺跡。

あらかじめの計画が上がってきて, それに対する事前調査として行 う場合は, 緊急調査という名称を与えるのは不適切と思う。

文化庁が出している発掘調査の手引きを見ると,発掘調査は保存目的調査または記録保存調査に分けられるので,そのいずれかに属する

かということにしてもらいたい。

発掘の手引きはすべての市町に配布されているので、参照いただいて、きちんと文化庁の方針に則った、使い方をしていただきたい。

事務局:確認して修正する。

< (2) 富士山1号墳の今後の調査方針について 【別紙4】> 別途資料 別冊の鈴鹿市の考古博物館年報

事務局: 富士山1号墳の調査は令和2年度から実施しており、鈴鹿市の史跡と して指定できるかを確認するため、発掘調査を行っている。

史跡として指定するための必須となる要件が, 古墳の規模, 古墳の年代, 具体的な構造が解明できないといけないということで, 令和3年度から発掘調査にはいっているという状況。

全体の経緯と今後の予定を説明する。

資料内の富士山1号墳の場所と調査区(トレンチ)が書いてある図面 をみていただきたい。

令和2年度に全体の地形測量,現況図の測量作業を行い,その測量図 (年報23に掲載)を基に発掘調査区をどうするかを検討した。

令和3年度は、(トレンチ配置図の)ピンク色の部分を発掘し、2段の築成で造出を持ち、埴輪があるということが確認された。概要については年報24に掲載している。

令和4年度におきましては、4トレンチ(トレンチ配置図の)水色の 部分を調査した。

造出の可能性がある張り出しが見つかったということで,造出全体の全面的な調査と,後円部の規模を確認するための調査をした。(5・6トレンチ)

また、5トレンチでは、ここに古墳と周濠との間を繋ぐ土の橋(陸橋)がついていたのではないかという測量図・現況図からの課題があったので、その確認のための調査をした。

これについては、来年度の年報で報告予定のため、まだ冊子になっていないので、 速報の資料が手元の資料にある。

現状の進捗状況は以上であり、今年度は(トレンチ配置図の) 黄色の 部分を発掘調査する予定で取り掛かっている。

来年度は(トレンチ配置図の)紫色の部分を発掘調査する予定。

これまでの発掘調査によって,推定規模が,全長約54m,後円部の径約36m,高さ約6m,前方部の長さ約18m,幅20m,高さ1mという

ことがわかる。

そして2段の築成で葺石を持ち、円筒埴輪を出土することが確認でき、その年代から5世紀の後半から末頃の築造であると推察される。

西側のくびれ部分に造出を持ち、造出の上の部分(ステージ状の部分) には円筒埴輪で区画された列があり、その中央から朝鮮半島由来の陶 質土器の壺が出土されたことを確認している。

現状でわかっていないこととして、1つめが実際の正確な規模について、トレンチ調査を行わない限りわからないので、現在調査を進めている。

令和5年度の調査で、前方部の規模については、ある程度確定できる という見込みであり、令和6年度に予定しているトレンチ調査によっ て後円部の規模についてもわかるであろうという見込み。

これらの調査によって古墳の正確な規模というものはある程度把握できると思われる。

わかっていないことの2番目は年代。

実際に発掘調査をしても,円筒埴輪しか出てこず,時期を特定にくい 状況。

最も時期比定しやすいのは、須恵器の杯と呼ばれる種類のものだが、 現状では主体部を掘らないと出てくる見込みは少ないと思われる。

そこを目的とした調査区を用意するか否かが課題。

最後に分かっていないものについては、後円部の構造。

後円部自体に主体部があると思われるが、盗掘坑があるのかどうかも不明。

主体部が(後円部に)あったとして、それが、竪穴式か横穴式か、あるいは石室をもっているのか、木の棺桶なのかどうか、そういった基本的な情報が今はまったくわかっていない。

当然、一緒に供えられているはずの副葬品についても不明。

この状態のままで、富士山1号墳自体を鈴鹿市の史跡として認定できるがどうかということを皆さんに検討いただきたい。

今のままでは不足ならば、主体部についての調査も着手する必要が あるので、委員の皆様の意見をいただきたい。

委員A: 史跡指定のためにはやはり情報をもう少し取得する必要があるだろうとは思う。特に埋葬施設がどういったものであるのかという点。 古墳の位置付けを考える上でも必要。

> ただし発掘はどうしても破壊を伴うため、将来的な再発掘ができな くなるような調査は避けるべきであろうと考える。

埋葬施設の状況を把握するための必要最低限の調査というのはやは り実施したほうがよいと考える。

委員B:全面的な調査計画が将来的にあるのかという話だと思うが、その準備 のためということであれば、先ほど委員Aが言ったように最低限の情報収集はできるようにしてはどうかと思う。

事務局:このままの調査で終了するのではなく、埋葬主体についての最低限の 調査は必要だという意見と理解した。今後とも指導をいただきたい。

< (3) 寺尾家関係歴史資料の点数変更について 【別紙5】>

事務局: 寺尾家関係歴史資料は平成26年,20年に1013点で市の指定文化財になっていたが,先日2023年7月4日に伊勢型紙資料館(旧寺尾家住宅)の蔵の中から古代型紙8枚とその他資料が出てきて,その内6枚がほぼ間違いなく寺尾家から出た型紙であること,残り1点は山口誓子の色紙だが,他の寺尾家資料の書簡の中に出てくる俳句が,書かれていたものなので,寺尾家資料と断定してよいであろうということで,この7点を寺尾家関係歴史資料の点数の中に加えさせていただいて,1013点を1020点に点数を変更いたしたい。

主な型紙を紹介すると、まず1枚目の一番上に挙げた型紙に元禄 15 の年記があり、現在年記がわかっているなかでは4番目に古い型紙となる。(より古いものは元禄5年、元禄8年、9年がある)

次ページの真ん中の型紙には、表面に「甚助作形 しんもやう大あたり」、裏面に「戌歳 田金屋庄兵衛本作者甚助」と書かれている。

作者が書かれている型紙自体多くなく,珍しいうえ,裏には型屋の名前も書かれており,さらに大あたりだということでかなり珍しいというか面白い型紙。

資料の最後に山口誓子の色紙があるが, (内容が) おそらく寺尾さん を詠まれたものであり, 寺尾完吉さんへの文字も書かれているので, これも資料に加えたい。

(特に質疑等なく、承認)

<(4)報告について ①勝速日神社祭礼用山車について 【別紙6】>

事務局: 昨年同時期の文化財調査会で白子中町の屋台の懸装幕の修正について、修復方針について伺ったが、中町の件に関しましては、今年度自治総合センターのコミュニティ助成事業の採択がされ、5月に修復に

出し, 現在修復中。

また,西町で同じように,自治総合センターコミュニティ事業を使って山車の修復をしたい旨の話があり,山車を出すのが年に1回,勝速日神社の祭礼の時なので,4月16日に伺い,現状だけ調査をした。

(資料の) 見送幕と胴幕だが、これが天保4年のものということが分かっている。現状では、金糸の外れ、裏地の損傷がある。

裏地の損傷については、資料の図3、図4のようにかなり傷んでいることがわかる。

以前から傷んでおり、地元の方々が裏地ごと裏から金糸を縫い付けているので、この裏地を外すと金糸ごとバラバラになってしまう可能性があるため、修復するとしたらもう 1 枚裏地を付けるしかないかと考えている。

胴幕の方については、図2で黄色のラインを付けた箇所が見送幕と 長さが違っており、地元の方に理由を尋ねたところ、昔は小屋台があり、 その幕を使っているとのことだったが、刺繡がつながっているので、外 した時にもう一度よく見たら、明らかに切断した痕跡があった。

もし修復に出す時はこの切断部分をどのように修復方針立てるか考慮する必要がある。

(図1の) 鷹の黒の部分について、黒絹糸を使っており、おそらくタンニン酸と鉄媒染によって染められているので、劣化を止めることはできないと思われる。この黒の部分について、新しい黒絹糸を使うかどうかが検討に挙がってくると思われる。

天水引幕と地隠幕については、かなりきれいな状態で新調されたようである。いつ新調されたかは、地元の方々に確認してもすぐにはわからないとのこと。

(資料次ページへ)下水引幕,図5の赤い部分で能面が描かれている幕について,能面の部分が現在集会所の額に入れて飾られているので,いつかの段階で切断をされて,修復がされているもよう。切断されている箇所がいくつかあるので,修復するにあたっては,戻すのかそのままでいくのかを今後検討しなきゃいけないと思っている。

一番状態が悪いのが(図6の)出羽幕。

これは10年前にも相談を受けたが,修復にまでは話が進まなかった。 天保3年の明記があるので,見送幕とほぼ同じ時期に作られていると 思われる。

こちらは刺繍のほつれがかなり酷く、(図1と同様に)「黒」で染められているので、タンニン酸が使われていると思われる。

そのため、劣化を止めることは難しく、最終的には粉末化してしまうので、裏から押さえるか、新調するかを迫られるかと思う。

(次ページへ)屋台の骨組みについて、(図8のように)かなり歪んでおり、所々、床板の劣化や虫損が見られる。

人が上るのでかなり危険な状態ではあると考えられる。

そのため、まずこちらを優先し直したうえで、幕部へ取り掛かった方 がよいと考えている。

「ほぞ」がなくなって釘で代用している部分があって, 危ない状況ではある。

また,漆の剥がれを一部マジックで補修しているところもあるが,黒漆が手に入りにくいので修復方針の検討課題と思う。

錺金具の多くがほぼほぼ当初のものだと思われるので、安易に漆をするのは危険かと思う。

西町は、中町や東町と違い、具体的にコレを直したいというのがなく、 「直したい」という気持ちがあるだけなので、今後、話を詰めながら、 どこからどう直していくかを相談していきたいと思う。

具体的に決まってきたら, 民俗の委員を中心に相談したい。

議長:まだ途中での報告とのことか。

事務局:まだ具体的に決まってこない状態ではあるが,来年も助成金を申請したいとのことだったので,本会で報告した。

議 長:この西町は朝鮮通信使の幕が出たところでしたね。

実際に使っている状況を見ても、相当揺れが激しい。使っていくのであれば直していかなければ仕方ないかと思う。そのままでは、かなり危険なので。

事務局:おそらく1回では無理だと思うので、ほかの町と同様に何回かかけて ということになると思う。

議長:(漆の)剝がれたところ、マジックで直しているのか。

事務局:他の町もそうだが、そのようにしているところがある。

<(4)報告について ②深田神社棟札調査について 【別紙7】>

事務局:深田神社が本殿を改修されるということで,その時に棟札が出てきた ので連絡をいただいた。

当初30枚程度棟札が出たとのことで、調査に行ってきたところ、実際には130枚近くあり、写真を撮り、データ化した。

市内だと伊奈冨神社の棟札が県指定で応永年間から70枚ほど残って

おり、他では飯野神社(長太)に寛正年間のものが30枚ほど残っていることが分かっている。

他では報告事例がないので、今回棟札が出てきたことを調査会にて 報告する。詳しくは一覧表参照。

議長:(一緒に参加された)委員いかがか。

委員:保存状態はそれほど悪くなく,まとまって残っているものとしては, 平成に至るまでのものが残っているので,まとめて大事にしていただければと思う。

議長:同じ連中のものが複数あるのか。

この社内のいくつかの祠の分というのは何か。小さいお社をいくつか並べているところもあるのでそれかと思ってみていたが。

事務局:深田神社も境内にお社がいくつかあり,その分の棟札と,あと明治に 合祀されたときのものが一緒に入っているようだ。

> 一括で本殿に入っており、それを大工が開けて出してきたとのこと。 今度、本殿を新しくする際も、棟札収納用の棚を作ったそうなのでそ こに納めることになるようだ。

< (4) 報告について ③樹木について 【別紙8】>

事務局:指定天然記念物の樹木について説明する。

樹木診断については昨年度3月に実施された文化財調査会以降には 実施されていないので、報告はなし。

前回調査会で報告した樹木に関して言うと、長太の大クスに関して、 枯枝切除を令和 5 年 3 月 24 日~25 日、土壌改良を 4 月 14 日~17 日に 行った。

枯枝切除は樹勢回復の促進及び、落下時の危険防止の目的で西側部 分の道路にかかる枯枝部分のみの切除を実施。

切除に際し, 枝の状況を確認したところ, 葉のついてない枝のほとんどが枯死している状態が確認された。

昨年度は大量の枯枝と根本付近に見つかった新たな亀裂から落雷の 被害が根系にまで大きく及んでいることが明らかになったと樹木医か ら報告があった。

一方で、同年の9月ごろから、大枝から胴吹きと呼ばれる若い枝が発生している様子が見受けられるようになり、それらの多くが濃緑色の葉色を示していることが確認された。

胴吹きにはいくつかの種類があるが、観察された状態は根から養分

が吸収されているという可能性が高く,衰退の一方で再生が始まっていることを示しているという樹木医の見解を受けている。

直近の6月の報告でも、濃緑色の新緑が発現しているとの報告を受けており、新たに芽吹いた枝については、養分を吸い上げていると見受けられる状態。

今後については、台風などの自然災害が懸念されるが、継続的な観察・診断を行い、年度内に再度樹勢回復にかかる作業を行う予定。

施工方法については現在未定なので、樹木医と本日欠席の鳥丸委員とも相談しながら実施したいと考えている。

その他市内の天然記念物について樹木医から報告があったことについて説明する。

まず長太の大クスについて、先ほども説明したよう新緑につきましては濃い緑色の部分が出てきており、4月と比べて緑色が濃くなっていうことが確認できる。(資料写真参照) 今後は台風の懸念があるが、継続して観察を続けていく。

続いて庄野のスダジイについて、ミヤマカミキリによる被害の防除 は氏子の方々による夜間捕殺などの努力が続けられているが、最近は 手の届かない高所の被害が増加しており、対応に苦慮されている。

また 2020 年に防除を行った 2 種類のカイガラムシが再び増加しており、成長に影響を及ぼす初期段階が観察されている。

双方ともに一度徹底的な駆除作業を行わないと,再び劇害になる恐れがあるので,地元総代からも駆除作業の要望がある。

これについても観察を続けながら進めていければと思っている。

事務局:地蔵大松の接ぎ木について、県の教育委員会から文化財としての価値 を損ねるので、許可が下りないとの内容を、前回の文化財調査会で説 明した。

その際,他県の接ぎ木の事例を県に伝えたが,三重県では認められない理由を改めて県に確認したので報告する。

接ぎ木が可能という要件が,文化庁の意見に沿ったものとして2点 あり,その2点は

- ①遺伝子的に特徴がある樹木である、珍しい木であるということ
- ②文化財指定が1本の木である場合(単木指定)に限るということ
- ①については、その遺伝子の保存のために接ぎ木をしてでも残さないといけないようなものであるという場合。

地蔵大松は、2本2種類の松の木が癒着したような形で大木になったという樹形も含めて珍しいものあるが、遺伝子的には珍しいもので

はないため, 該当しない。

②については、地蔵大松の文化財指定は単木指定ではなく、面積で 指定されているため、該当しない。

以上の理由から、接ぎ木の措置を認めるわけにはいかないとのこと。

接ぎ木を認める、認めないについて、県の回答としては文化庁の方 針に沿った形で判断してくとのこと。

また,この地蔵大松は単木指定ではなく,面積指定をしており,指 定地内の南側に大きく育ってきている松がある。その南側の松によっ て地蔵大松は被圧され,健康を害されている状態であるが,南側の松 を次代の地蔵大松(後継樹)と考えていくことができるのではないか と県から言われている。

地元は元の樹木こそが「地蔵大松」と捉えており、この「地蔵大松」を守るためには、接ぎ木により形が多少改変されても仕方がない、これを未来に残したいと考えており、新たな松については後継樹とは捉えていない。そのため、市としては県側と地元の間に立つような立場になるので、どうしていくかを調整していくことになる。

議 長:報告のみでよいか。

事務局:今回は報告をして,本日は樹木担当の委員も不在なので,今後の方針 については,報告した課題をもとに,進めていければと考えている。

議 長:地蔵大松について,文化庁の規定というのは2点あるのか。規定は全 国的なもので,九州の方の接ぎ木は大丈夫なのか。

事務局: 九州の方は県の指定のクスノキで、見た感じは普通の大木だったと思う。情報を聴いたところ、接ぎ木をするにあたって、何年も前から接ぎ木用のクスの子供の木を育てるという準備をしており、福岡県の教育委員会も認めていて一緒に会議に入り、5年、10年の計画で進めていたようである。

議長:この件について、樹木担当委員はご存知なのか。

事務局:報告した。県からは調査会の委員の方々にも文化庁の方針をもとに判断していると伝えてほしいと言われているので、今回お伝えする。

議 長:地蔵大松の南側に生えている(後継樹かもしれない)木は,一人生え か。植樹したものか。

事務局:植樹ではない。

この地蔵大松がなぜ面積指定されたのかということだが、今残っている書類等からは不明。三重県の教育委員会は、本体に何かあったときに、同じ敷地内に新たな継者樹が生えていたらそっちの樹木を新たな

地蔵大松にすることができるということを見越して,面積指定にした のではないかと言っているが,その当時にそこまで考えていたかは不 明。

議 長:歴史的な価値があるのか,生物体としての価値があるのかそういった 判断が必要ではないかと。

> 後継樹という評価が、DNA的な繋がりがないと駄目だってことなのか、 そうではないのか。

その辺がはっきりしないと、判断できないという話。樹木担当委員とも相談してください。

事務局:了解した。

(以下,鈴鹿市情報公開条例第37条第1項第1号及び第2号により非公開)